

## 職員退職金規程

### (総則)

第1条 この規程は職員制度規程第2条に定める一般職掌職員（以下「職員」という。）の退職金の支給について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、幹部職職員とは職員制度規程第4条第1項の規定に基づく職能区分が幹部職として位置付けられた職員をいい、幹部職職員以外の職員とは同項の規定に基づく職能区分が管理職、主要職及び一般職として位置付けられた職員をいう。

### (退職金の支給)

第3条 職員が退職し又は解雇（懲戒解雇を除く。）された場合、その者に退職金を支給する。

- 2 職員が死亡により退職した場合、その遺族に退職金を支給する。
- 3 退職金は、法令に基づいて控除すべき金額がある場合にはそれを控除して支給する。

### (退職金の支給制限)

第4条 職員が次の一に該当する場合は、退職金は支給しない。

- (1) 勤続1年未満で退職した場合
- (2) 懲戒解雇または禁固以上の刑に処せられたことにより解雇された場合

### (退職金の額)

第5条 退職金の額は、職員の退職時の給与月額（幹部職職員については年俸を12等分した額をいい、幹部職職員以外については基本給、調整手当、管理職手当および役職手当の合計額をいう。以下同じ。）に、次の各号の区分毎に掲げる割合を乗じて得た合計額とする。

- (1) 勤続10年までの期間は、勤続期間1年につき100分の100
- (2) 勤続10年から20年までの期間は、勤続期間1年につき100分の160
- (3) 勤続20年から退職までの期間は、勤続期間1年につき100分の100

### (退職金の増額)

第6条 職員が次の各号の一に該当する場合の退職金は、前条の規定による退職金の額に100分の130以内の割合を乗じた額に増額して支給することができる。

- (1) 業務上の負傷もしくは疾病により、その職に耐えず退職した場合
- (2) 在職中に死亡した場合
- (3) 財団の業務上やむを得ない理由が生じたために退職した場合
- (4) 業務上特に功労があったと認めらる者が退職した場合
- (5) 前各号に準ずる事情により退職し、特に増額の必要性があると認められた場合

(退職金の減額)

第7条 職員が次の各号の一に該当する場合の退職金は、第4条の規定による退職金の額に、100分の50以内の割合を乗じた額に減額して支給することができる。

- (1) 自己の都合により退職した場合(ただし、婚姻、出産、傷病の場合は除く)
- (2) 一般解雇または諭旨解雇された場合
- (3) 勤務成績が著しく不良により退職させられた場合

(勤続期間の計算)

第8条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間とし、65歳に達した年度末までとする。

- 2 前項による在職期間の計算は、職員として採用された日の属する月から退職し、又は死亡した日の属する月までの月数とする。
- 3 休職(業務上の傷病による休職を除く。)又は出勤停止期間がある場合には、当該期間の2分の1に相当する月数(1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)を前2項の規定による在職期間から除く。
- 4 前3項の定めるところにより計算した勤続期間に1年未満の端数がある場合は、その端数は月割りを以て計算する。

(退職金の支給)

第9条 退職金は、支給事由の発生した日から1月以内に支払う。

(弔慰金)

第10条 職員が業務上の負傷もしくは疾病により在職中に死亡した場合は、退職金の他に死亡した日における本人の給与月額に100分の200の割合を乗じて得た額を弔慰金として遺族に支給する。

(遺族の範囲およびその順位)

第11条 第2条第1項及び前条に規定する遺族の範囲及びその支給順位は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者(婚姻の届け出はしていないが、職員の死亡当時に事実上婚姻関係と同様の事情に合ったものを含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時に、主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしている者
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前2号に該当しない者

(遺族の受給資格証明)

第12条 第2条第1項及び前条に規定する遺族が、退職金の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民票、その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数処理)

第13条 この規定の定めるところによって計算した退職金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

1. この規程は、平成7年7月1日から実施する。
2. 財団設立のため設立準備室に在職していた者については、平成4年8月13日から起算することが出来る。
3. 役員の退職手当については、第7条第1項ただし書きを除き、この規程に準拠するものとする。

附 則

この改正は、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の設立の登記の日から施行する。(平成24年4月1日施行)

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。